

令和元年（2019年）10月30日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道消費生活審議会会長 曾野 裕夫

北海道消費生活条例施行規則の見直しについて（答申）

令和元年（2019年）10月11日、北海道知事から本審議会に対して「北海道消費生活条例施行規則の見直しについて」諮問があったことについて、次のとおり答申します。

記

次の行為が不当な取引方法に当たることを北海道消費生活条例施行規則別表に明文化することが適当である。

規則別表に明文化する不当な取引方法	関係する 消費者契約法の条項	規則別表の 現規定
(1) 契約締結前にその債務内容の一部又は全部を実施し、又は契約締結を目指した事業活動を実施してその対価等を求めることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	第4条第3項 第7号及び第8号	第4項第15号
(2) 事業者の債務不履行等についての損害賠償責任の有無を決定する権限や、その限度を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為	第8条第1項	第5項第13号
(3) 消費者による契約の解除等の権利を放棄させ、又はその権利の有無を決定する権限を事業者に与える内容の契約を締結させる行為	第8条の2	第5項第13号
(4) 消費者が後見開始等の審判を受けたことのみを理由とした契約の解除等をする権利を事業者に与える内容の契約を締結させる行為	第8条の3	第5項第13号